

令和元年度第4回香川地方最低賃金審議会議事録

令和元年8月5日(月)

於：香川労働局第1会議室

出席者 公益側 東、籠池、春日川、柴田、松田
 労働者側 大島、瀧、立石、土田、中村
 使用者側 綾田、篠原、友國、濱田、福家

議 題 (1) 香川県最低賃金の改正決定について
 (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び
 特定最低賃金改正決定について(諮問)
 (3) その他

【賃金室長】 第4回香川地方最低賃金審議会の開催にあたり、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、全委員が御出席でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本審議会が成立していることを御報告いたします。

本日お配りしております資料の確認を御願ひ致します。

- 1 香川県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)
- 2 香川県最低賃金の改正決定について(答申)(写)
- 3 最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)(写)

となっております。不備等はありませんでしょうか。

それでは柴田会長、議事の進行を御願ひいたします。

【柴田会長】 ただ今より、第4回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

それでは、議題(1)の「香川県最低賃金の改正決定について」に入ります。

本年度の香川県最低賃金の改正につきましては、本日の本審の前に開催しました専門部会において、全会一致の結論をもって局長へ答申することができました。

香川県最低賃金の審議におきましては、慎重な審議が行われ、労使双方がお互いの立場を理解し、全会一致の結論を出すことができました。各委員の御尽力に厚く御礼申し上げます。有難うございました。

これまでの経過について、事務局、説明を御願います。

【賃金室長】 香川県最低賃金の改正につきましては、会長がおっしゃいましたように、専門部会におきまして、全会一致で結審されました。

そこで、予め御承認をいただいております「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」との最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、局長へ答申をいただいたところです。

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書の写しと答申文の写しを配付しておりますが、内容は同じでございますので答申文について読み上げて御説明いたします。

【賃金室長補佐】 それでは答申文を読み上げます。

令和元年8月5日

香川労働局長 本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子

香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和元年7月8日付け香労発基 0708 第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、平成29年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額766円）は、平成29年度

の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むことを強く要望する。

別紙 1

香川県最低賃金 1 適用する地域 香川県の区域 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 818 円 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 6 効力発生の日 令和元年 10 月 1 日 指定日発効とする

別紙 2

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金 (1) 件名 香川県最低賃金 (2) 最低賃金額 時間額 766 円 (3) 発効日 平成 29 年 10 月 1 日

2 生活保護 (1) 比較対象者 12～19 歳・単身世帯者 (2) 対象年度 平成 29 年度 (3) 生活保護水準 (平成 29 年度) 生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 + 冬季加算 + 期末一時扶助費) の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (91,591 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について 上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額 (註) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額 766 円 (香川県最低賃金) × 173.8 (1 箇月平均法定労働時間数) × 0.823 (可処分所得の総所得に対する比率) = 109,567 円

以上でございます。

【賃金室長】 次に答申後の事務手続について御説明いたします。

異議申出公示は令和元年 8 月 5 日、異議申出締切日は令和元年 8

月 20 日でございます。官報公示予定日は令和元年 8 月 30 日、指定発効日は令和元年 10 月 1 日の予定でございます。

なお、8 月 20 日までに異議申出がなされた場合につきましては、翌 8 月 21 日(水)午前 10 時から本審を開催して、当該異議申出についての御審議をいただくこととなりますので、日程の確保を御願いたします。異議申出がなければ、本審は開催いたしません。

以上でございます。

【柴田会長】 よろしいでしょうか。

特になければ、議題(2)の「特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定最低賃金改正決定について(諮問)」に入ります。

事務局、説明を御願いたします。

【賃金室長】 本件につきましては、8 月 1 日の第 3 回本審におきまして、局長から「改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただき、その後開催しました運営小委員会に付託して審議をしていただいたところですが、その結果が御手元の資料のとおり取りまとめられておりますので事務局から御報告申し上げます。

【賃金室長補佐】 それでは運営小委員会報告文を読み上げます。

令和元年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 柴田 潤子

最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当運営小委員会は、令和元年 8 月 1 日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

1 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金について改正決定するこ

とを必要と認める。

- 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 3 香川県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 4 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

別紙

公益代表委員 東 圭介、籠池 信宏、柴田 潤子 労働者代表委員 大島 幹敏、立石 猛、中村 亨 使用者代表委員 篠原 敬周、濱田 徹、福家 正一

以上でございます。

【柴田会長】 ただ今の報告文について何か御質問、御意見等はありませんか。

(各委員より「ありません」の声あり)

【柴田会長】 ただ今の報告文について、御承認いただけますか。

(各委員より「異議なし」の声あり)

【柴田会長】 運営小委員会報告について御承認いただきましたので、この内容で本審議会から局長あてに答申することといたします。

それでは、事務局、答申文（案）を御配りして下さい。

(事務局より各委員に答申文（案）配付)

【柴田会長】 皆さん御手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金室長補佐】 それでは答申文（案）を読み上げます。

(案)

令和元年8月5日

香川労働局長 本間 之輝 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和元年8月1日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のと通りの結論に達したので答申する。

記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

以上でございます。

【柴田会長】 御異議ございませんでしょうか。

（各委員より「異議なし」の声あり）

【柴田会長】 それでは、この内容により、局長に答申します。

（会長から局長へ答申文を手交）

【本間労働局長】 ただ今は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、運営小委員会での御審議を経て、速やかな答申をいただき誠に有難うございました。

この答申を尊重しまして、特定最低賃金額の改正の御審議を御願います。「改正決定」の諮問をさせていただきたいと存じます。

これら4業種に係る特定最低賃金の審議につきましても、どうぞよろしく御願ひ申し上げます。

（局長から会長に改正決定諮問文を手交）

【柴田会長】 事務局は諮問文（写）を皆さんに御配りして下さい。

(事務局より各委員に諮問文(写)を配付)

【柴田会長】 皆さん御手元に行き渡ったでしょうか。
それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金室長補佐】 それでは諮問文を読み上げます。

香労発基 0805 第 6 号

令和元年 8 月 5 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川労働局長 本間 之輝

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 3 号)
- 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号)
- 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号)
- 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号)

以上でございます。

【柴田会長】 ただ今の諮問に対し、何か御質問等はありませんか。

(各委員より「ありません」の声あり)

【柴田会長】 それでは、4 つの業種の特定最低賃金について、改正決定の諮問を受けることとします。

この審議に当たっては、専門部会を設置し審議することとなりま

すが、事務局、このことに関して説明を御願いたします。

【賃金室長】 本日、4つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行いましたので、最低賃金法第25条2項に基づき、それぞれの専門部会を設置することになります。

そこで、本日、最低賃金審議会令第6条第4項に基づき、4つの専門部会の委員の推薦公示をいたします。

専門部会の委員については、推薦の締切りを8月21日(水)とさせていただきます。

委員の任命は、各専門部会とも、労使それぞれ3名ずつとし、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申で示された運用方針(1(3)ロ)(「平成31年度 最低賃金決定要覧」:P214)に基づき、3名のうち少なくとも2名につきましては、関係する産業の代表の方をお願いするということになります。

また、本日、最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条第1項に基づき、関係労使の意見聴取の公示を行います。

意見を記載した文書の提出につきましては、8月30日(金)までに御願できればと思います。意見聴取につきましては、従来から、参考人の意見書による聴取とされているところでございます。

以上でございますので、よろしく御願いたします。

【柴田会長】 今説明がありましたように、4つの特定最低賃金について専門部会を設置するということ、各専門部会の委員の推薦は8月21日(水)までに、関係労使の意見書の提出については8月30日(金)までにしていただくということ、そして、参考人の意見聴取方法については、従来どおり意見書の提出によるということですが、よろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり)

【柴田会長】 それでは、4つの業種について、各専門部会を設置して審議をすることといたします。

また、各専門部会での参考人意見聴取は、意見書の提出によるこ

といたします。

次に、議題の（３）「その他」に入ります。何かございますか。

事務局で何かございますか。

【賃金室長】 特定最低賃金の各専門部会の委員の任命手続きが出来次第、メール等にて各専門部会の日程調整をさせていただきます。

第１回目の専門部会につきましては、会議室の状況を勘案し、４つの業種の合同部会として９月２４日（火）の開催を予定しております。

また、「最低賃金の審議の進め方等」により、特定最低賃金の効力発生日については、令和元年１２月１５日を努力目標とするとされておりますので、各専門部会での答申は１０月１６日（水）までに御願いますこととなります。

なお、この後特定最低賃金専門部会について連絡事項がありますので、公益委員の方は残っていただくよう御願いたします。

説明は以上です。

【柴田会長】 ただ今の説明について、何か質問等はありませんか。事務局の方で何かありますか。

【賃金室長】 それでは、局長から御挨拶申し上げます。

【本間労働局長】 審議会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

香川県最低賃金については、７月８日の本審議会において、改正諮問を行い、７月２９日には関係者からの意見聴取、８月１日には中央最低賃金審議会の目安伝達を行い、更に、専門部会については、本日までに４回開催し、御審議をいただきました。

本年度の調査審議におきましては、令和元年６月２１日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2019 及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に配意しつつ、県内の、春季賃上げ妥結状況等の各種の情勢、厳しい中小企業の経営環境、影響率について高まって

きていること等、諸般の事情を総合的に勘案して、また、中央最低賃金審議会の公益委員見解についても十分に参酌されて、真摯に御議論を尽くしていただいたと承知しております。

公益の先生方の粘り強い調整と、労使各側委員の御決断によって、本日、792円を26円引上げる818円にて、全会一致の結審による答申をいただくことができました。委員の皆様は、深く感謝を申し上げる次第です。本当に有難うございました。

今後は、答申の内容に関する異議申出等の手続を経たのち、速やかに、本年度の香川県最低賃金を決定したいと考えております。

本日は、これに加えまして、4業種の特定最低賃金について、「改正決定の必要性あり」との答申をいただきました。このことを踏まえて、金額改正の審議を御願ひしたところです。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアチブにより設定されるものでありますから、その金額改正については全会一致が、より強く求められるものであります。

是非とも、全会一致での結審に至りますよう、関係労使の御努力を御願ひ申し上げ、甚だ簡単ですが審議会の閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠に有難うございました。

【柴田会長】 ありがとうございます。それでは、これをもちまして第4回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

――了――